

工 事 特 記 仕 様 書

第 1 条 本工事は、大観橋水管橋、配水管φ350の塗装が著しく劣化しており、配水管の機能維持に支障をきたす恐れがあるため塗装補修などを行い改修するものである。

第 2 条 本工事の概要は次のとおりである。

(1) 施設概要

- ①橋梁名称 大観橋
- ②道路名 県道明石 高砂線
- ③口径 350mm 延長 74m
- ④管種 SP φ350
- ⑤継手 伸縮管
- ⑥水管橋構造 添架形式
- ⑦空気弁 有

(2) 水管橋塗装工

- ①吊り足場 落下防止ネット 養生シートを含む
- ②下地調整 RA種 既設ジュート巻きの除去も含む(除去範囲は別途協議すること。)
- ③下塗り 2回塗り エポオール#40同等以上
- ④中塗り Vフロン#100H 同等以上
- ⑤上塗り Vフロン#100H 同等以上

※ 添架装置部及び空気弁など水管橋に関する全ての塗装を含む

(3) その他

- ①高所作業時は安全帯など着用すること。
- ②土日祝日は、原則工事を行わないものとする。
- ③仮設資材・材料などの搬入・搬出時は交通誘導員2名 規制用資材を使用して歩行者・通行車両に出来るだけ支障の無いように作業すること。
- ④塗装工事中は歩行者の安全確保のため交通誘導員を1名配備すること。
- ⑤緊急補修が必要な場所が見つかったときはすぐに本市監督員に連絡すること。
- ⑥配水管の管厚測定を別業者が実施するので日程調整を行うこと、補修が必要な場合塗装工事より優先する場合があります。
- ⑦河川敷遊歩道部の仮設足場は歩行者の妨げにならないよう注意すること。

第 3 条 本工事は、現在通水中の配水管での作業であるため、配水管に大きな衝撃を与えたりしないよう注意して施工すること。

第 4 条 本工事を施工するにあたっては、施工日時、施工時間、施工方法等を本市監督員と十分協議すること。

第 5 条 本工事の施工に際し、当然必要と思われる関連工事はすべて施工すること。

第 6 条 本工事により発生する撤去品あるいは産業廃棄物については、公的な許可を受けた処理業者に請負者が処分するものとする。

なお、請負者は廃棄物処理計画書及び完了報告書を本市に提出すること。

参 考

処 分 業 者	処 分 地		Co		As	土砂
	所 在 地	電 話 番 号	無 筋	鉄 筋		
(株)広村商店	高砂市曾根町字七軒 2890	0794-47-2511	○	○	○	○
中谷建材 (株)	高砂市梅井 5-2-10	0794-47-4112	○	○	○	
マツバ商事(株)	高砂市高砂町字南木材 43	0794-42-3555	○	○	○	○
大阪湾広域臨海環境整備センター	加古郡播磨町新島 13-1	0794-35-9102	○		○	○
(株)東播環境開発	明石市魚住町長坂寺 1207-2	078-923-3133	○	○	○	○
(株)明石資材	明石市大久保町松陰字石ヶ谷 1240	078-961-3657	○	○	○	○
加古川リサイクル(有)	加古川市野口町水足東代 123-25	0794-26-4444	○	○	○	○
(有)栄光商会	加古川市平岡町西山字池新田 520-1	0794-28-3302				○
正栄建設(株)	加古郡播磨町新島 24 新島リサイクルセンター	0794-36-5851	○	○	○	
(株)宮下組	加古川市上荘町都染 714-2	0794-38-0355	○			
松本砕石(株)	加古川市志方町細工所字門垣 1129-7	0794-52-0777	○	○	○	○
(株)美建	神戸市西区上新地 3-12-5	078-967-3551	○	○	○	

- ※ 処分地については、兵庫県より建設副産物受入先として許可を受けていること。
 又、ガラ処分等については、処理方法として再資源化を行っている処分地を採用することとする。
 なお、建設副産物実態調査のため竣工図書として計画書、実施書を提出すること。

水道工事標準仕様書

1 総 則

1.1 (適 用)

- 1 水道工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、明石市水道部が発注する水道管(導水・送水・配水)布設及び布設替工事全般(以下「工事」という。)に適用する。
- 2 工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び仕様書・設計書・設計図(以下「設計図書」という。)のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、設計書又は標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は市係員に確認して指示を受けるものとする。
- 4 本工事は、契約書及び設計図書のほか、水道工事標準仕様書(日本水道協会)・水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)・土木請負工事必携(兵庫県県土整備部)・土木工事共通仕様書(兵庫県県土整備部)・土木施工管理基準(兵庫県県土整備部)・給水装置工事施行基準(明石市水道部)及びその他関係図書による。

1.2 (法令等の厳守)

- 1 本工事の施工にあたり、請負者は建設業法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・労働者災害補償保険法・労働安全衛生法・その他関係法規を厳守し、必要な諸手続きを行い、事故等を起こさないよう十分注意すること。
- 2 本工事は、総ての法令等の定めによるほか、設計図書に基づき、監督員の指示のもとに、忠実に誠意と責任をもって迅速に施工すること。

1.3 (書類の提出)

- 1 請負者は、水道部の定める様式による書類を提出すること。
- 2 提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

1.4 (監督員)

- 1 監督員とは、当該工事を監督する水道部の指定する職員をいい、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 工程の管理、工事施工状況の確認及び工事材料の試験の立会い、検査員の代理として水圧テスト等の検査を行うこと。
 - (2) 請負者に対して、指示、協議又は承諾を行うこと。監督員がこれらの権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が請負者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1.5 (現場代理人)

- 1 現場代理人は、工事期間中、請負者として全責任をもち、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理することとともに常に監督員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行を図ること。
- 2 現場代理人は、工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないよう指導すること。

1.6 (費用の負担)

材料及び工事の検査並びに工事施工に伴う測量、調査、試験、諸手続きに必要な費用は請負

者の負担とする。

1.7 (条件の変更)

請負者は工事の施工に当り、次のいずれかに該当する事実を発見したときには、監督員に連絡し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別の状態が生じたこと。

1.8 (工事の中止)

- 1 自然的又は人為的な事象であって請負者の責めに帰すことができないものにより、請負者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は、工事の中止を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 監督員は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

1.9 (工事の検査)

- 1 請負者は、次のいずれかに該当するときは速やかに水道部に通知し、必要書類を提出し、検査員の検査を受けること。また、検査は明石市水道事業施設等工事検査要綱に基づいて行う。
(1) 完成検査 (2) 中間検査 (3) 出来形検査 (4) 手直し検査 (5) 必要があるとき
- 2 水道部は、検査の依頼と受けたときは、検査を行う日時を請負者に通知する。
- 3 請負者は、検査員の行う検査に立会い、また協力すること。この場合、請負者が立ち会わないときは、請負者は検査の結果について異議を申し立てることは出来ない。
- 4 検査員は必要があるときは、随時請負者に通知のうえ検査を行うことが出来る。
- 5 検査員は中間検査に合格した既成部分についても、完成検査のときに手直しを命じることができる。
- 6 検査に合格しない場合は、検査員の指示に従い、工事の全部又は一部を直ちに手直しし、改造又は再施工し、再び検査を受けること。
- 7 検査のため変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて請負者の負担とする。

1.10 (目的物の引渡し)

工事目的物の引渡しは、完成検査に合格したのち、工事目的物引渡書を水道部に提出したときをもって完了する。

1.11 (保証期間)

請負者は、2年以内（目的物引渡し日より）に工事目的物に瑕疵があるときは、その瑕疵を補修し、また、その瑕疵によって生じた滅失若しくは棄損に対し、損害を賠償すること。請負者に連絡する余裕のない場合は、本市が復旧し、実費を徴収する。

2 安全管理

2.1 (一般事項)

- 1 請負者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
 - 2 請負者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。
 - (1) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、仮囲い、足場、標示板等を施すこと。
 - (2) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。
 - (3) 暴風雨その他、非常時には、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置が取れるようにしておくこと。
 - (4) 請負者は、熱中症対策等について十分に注意し、作業員に水分補給・休憩等を十分とらせること。
 - 3 請負者は、工事の施工に当り必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
- 2.2 (交通の安全確保)
- 1 請負者は、工事の施行にあたり、警察署長及び道路管理者の交通権限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮したうえで交通誘導員、看板類及び保安設備を配置し、交通の安全を確保すること。
 - 2 請負者は、車両通行止め等のために迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。また、その迂回路に他工事等で車両通行止めが無いことを確認すること。
 - 3 交通誘導員には工事現場における安全に関する巡視・点検・連絡調整等を行わせ、一般車輛・通行人等の円滑な誘導並びに安全確保に努めること。
 - 4 看板類及び保安設備は、車両及び一般交通者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。
 - 5 歩道（歩道の無い道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
 - 6 歩行者通路は、原則として車道に切回さないこと。ただし切回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通行路とは明確に分離すること。
 - 7 夜間に保安設備を使用する場合は、必要な箇所に赤色警戒灯を点灯するなどして十分注意すること。
- 2.3 (事故防止)
- 1 請負者は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な工法等によって事故を起こすことが無いよう十分注意すること。
 - 2 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないよう十分徹底しておくこと。
 - 3 工事中、不明管が出てきた場合には、監督員に連絡し、監督員の指示に従って、他の地下埋設物業者に確認したうえ、適切に処理すること。
- 2.4 (事故発生時の措置)

事故等緊急非常事態が発生した時は、第三者及び作業員等の人命救助、人命の安全確保を最優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、監督員及び関係各部署へ連絡しなければならない。また、軽微な事故等についても速やかに監督員に事故報告書等で報告するとともに、その指示を受けるものとする。

2.5 (現場の整理整頓)

- 1 請負者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用の都度、整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保つこと。その際に、機械器具等を家の敷地に置いたり、壁等に立て掛けたりしないこと。
- 2 請負者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃すること。

2.6 (安全教育)

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。

3 工事施工

3.1 (一般事項)

- 1 請負者は、工事に先立ち、施工計画書を提出し、これに基づき、工事の適正な施工管理を行うこと。なお、施工計画書作成に当たっては、監督員と十分打合せを行うこと。
- 2 請負者は、常に工事の進行状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行を図ること。
特に施工期限が定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行を図ること。
- 3 請負者は、工事の出来形・品質等がこの仕様書・設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- 4 請負者は、監督員が常に施工状況の確認が取れるように日報等の必要な資料の提出すること。

3.2 (現場立会、架線・地下埋設物調査及び現地調査)

- 1 請負者は工事に先立ち、監督員とともに関係官公署等の係員と現場立会し、掘削位置・工法・交通安全設備・道路復旧材料の準備等について、許可条件・指示事項等を確認しなければならない。
- 2 請負者は、施工区域全域にわたる架線・地下埋設物の種類・位置・規模等を工事着手前に調査確認すること。必要に応じて他の地下埋設物占有者が現地立会を求める場合は、監督員とともに現地立会すること。
- 3 請負者は、工事施工中損傷を与える恐れのある施設物に対して、請負者の責任で仮防護その他適切な措置をし、工事完了後に原形復旧しなければならない。そのときには、施工前、施工中、施工後の写真撮影すること。
- 4 近接構造物（家屋含む）の事前調査を行い、損傷箇所がある場合は写真撮影し、関係者に提出すること。

3.3 (地元説明)

- 1 請負者は、工事着手前に所定の工事標示を行い、付近住民に工事内容を説明して協力を求め、工事の円滑な遂行をはかること。

- 2 工事のため騒音を発生し、付近住民の日常生活・業務等を妨害しないように配慮すること。
- 3 施工について営業等に支障があると思われる時は、監督員並びに付近住民と協議の上で、できるだけこれの軽減に努めること。
- 4 工事範囲内に自治会がある場合、当該自治会長に第 1 項と同様の工事説明を行うとともに、必要に応じて、工事広報の配布を行い工事同意書の提出を求めること。

3.4 (公害防止)

請負者は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、地域住民から騒音、振動、塵埃等による苦情が起らないよう適切な措置を講ずること。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

3.5 (道路の保守)

残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても請負者の負担で適切な補修をすること。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡が完了するまで及びその保証期間内は請負者が保守の責任を負うこと。

3.6 (工事公害の防止)

請負者は、工事に用いた運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による災害を与えないようにしなければならない

3.7 (工事用地等の使用)

- 1 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
- 2 請負者は、施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

3.8 (建設副産物等)

- 1 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、工事着手前には兵庫県及び神戸市の許可を得た場所と交わした契約書の写し施工計画書に含め監督員に提出し、施工中には産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事完了後は産業廃棄物管理票を集計表とともに監督員に提出しなければならない。
- 2 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。また、明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- 3 請負者は、土砂・砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画」を、建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 4 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書

(実施書)」を監督員に提出しなければならない。

また、計画書及び実施書のデータを竣工図書として提出すること。

5 撤去管の処分については監督員の指示に従うこと。

3.9 (排出ガス対策型建設機械)

本工事において建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

3.10 (過積載車両の禁止)

請負者は、道路交通法に基づきダンプトラック等の車両を運転する際に、積載物の重量の制限を超える積載をしないこと。過積載車両もしくは過積載と疑わしい車両については、監督員が改善の指導を行い、請負者は改善結果を文書にて監督員に報告しなければならない。

3.11 (交通誘導員)

交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

3.12 (就業時間)

就業時間については、あらかじめ監督員と協議すること。

3.13 (工事施工についての折衝報告)

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

3.14 (他工事との協力)

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して連絡を密に取り、円滑な施工をはかること。

3.15 (夜間工事)

夜間工事をする場合は、十分な照明を行うとともに保安設備を施すこと。また、付近住民に協力を依頼するとともに極力騒音等により迷惑をかけないように十分配慮すること。

3.16 (工事記録写真)

請負者は、工事記録写真を整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成の際に提出すること。

3.17 (工事関係書類の整備)

請負者は監督員の点検を随時受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

4 材料

4.1 (材料の規格)

本工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き日本工業規格（以下「JIS」という）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という）、日本ダクタイル鉄管協会規格（以下「JDKA」という）等に適合すること。明石市が材料分類ごとに指定したメーカー（別添使用材料登録業者一覧表）の製品を使用すること。指定したメーカー以外の製品及び特殊品を使用する場合については、使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を得た後、使用すること。ただ

し、設計書及び特記仕様書に別途記載がある場合を除き、明石市水道部の規格を以下に示す。

- (1) K形ゴム輪について、同軸押輪・芯出ゴム輪又は同芯ゴム輪と同等品以上とすること。
- (2) K形管のT頭ボルト・ナットについては、酸化被膜製と同等品以上とすること。
- (3) 仕切弁・消火栓・補修弁について、開閉方向は左開きとする。
- (4) 弁栓類等で使用するフランジの規格は2種（7.5K）とする。
- (5) 鉄蓋・受枠・ボックスについては、明石市水道部性能規定書による製品とする。
- (6) 購入砂について、海砂の洗い砂とする。

4.2 (材料の搬入)

請負者は、工事に使用する材料は工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入すること。

4.3 (材料の確認)

- 1 工事用材料は、使用前にその品質、寸法又は見本品について監督員の確認を受けるものであること。
ただし、監督員が認める規格証明書を有するものは、確認を省略することができる。
- 2 請負者は、材料確認に際して立会うこと。立会わないときは、請負者は確認に対し、異議を申し立てることはできない。
- 3 請負者は、材料確認した材料は損傷、変質等の不良化しないように保管すること。
- 4 請負者は、材料確認した材料が使用時に損傷、変質等している場合は、新品と取替、再確認を受けること。不良品は現場から直ちに搬出すること。

5 管布設工事

5.1 (配管工)

- 1 請負者は、工事に先立ち、当該設計書に適する配管技能者の経歴書を写真とともに「施工計画書」に含めて監督員に提出すること。配管工については、各管協会または、各製造業者の本工事で使用する形式・口径の講習修了証を有すること。
- 2 請負者は、管を布設するときには、上記資格を有する配管工が、本工事で使用する形式・口径の施工要領等に従って施工すること。

5.2 (連絡工事)

- 1 連絡工事箇所は、監督員立会の上、試掘調査を行い、連絡する既設管及び他の近接埋設物を確認すること。
- 2 連絡工事にあたっては、事前に施工日等を監督員と調整の上行うこと。また、時間については監督員の指示に従うこと。

5.3 (広報活動)

- 1 断水工事を行う場合には、事前に断水となる家屋等を調査し、断水のビラを作成し、監督員が確認したあと、当該家屋に配布すること。そのビラには、日時・区域・連絡先及びその他必要事項を記入すること。
- 2 断水を伴わない場合でも、仕切弁の開閉操作等により、工事箇所周辺に濁水のおそれがある場合は、監督員と協議したうえで、断水のビラと同様の赤水のビラを作成し、監督員が確認したあと、当該家屋に配布すること。
- 3 上記の広報活動をする場合に、当該区域内にある店舗・病院・工場・浴場等には事前に個別

に了解を得ること。

- 4 受水槽物件があれば、事前にその設置管理者と打合せを行い、ポンプ電源や流入側バルブ等の閉止措置を行うこと。

5.4 (弁栓類操作)

- 1 断水工事又は管内洗浄作業等に必要の弁栓類操作は、監督員立会いのもとで、作業を開始すること。断水作業等にかかる時間をできるだけ短縮するために必要な諸設備・機械器具及び車輛等を十分点検し、作業員も十分に配置すること。
- 2 上記作業を行う場合には、事前にポリ容器に水を満水にし、苦情に対応できる体制を整えること。
- 3 仕切弁の操作は、赤水発生防止のため、急激な開閉を避け、十分に時間をかけること。
- 4 工事完了後の通水は、上流側の仕切弁を水の流れが急激に変化しないよう慎重に開き、下流側の消火栓等を開いて排水し管内を洗浄すること。配水管の流れが複雑な場合は、全ての流れに対してこの作業を行い、赤水等が施工範囲の外側に広がらないようにすること。
- 5 排水は原則として、路面に放出せず消火栓ホースを用いて、側溝等に直接排水すること。特に冬季の排水には注意すること。

5.5 (ボルトの締め付け)

ボルトの締め付けに際しては、対称的な位置を順次締め、片締めにならないように、ゴム輪の圧縮を均等にさせる。締め付けトルクに関しては標準値を下記の表に示す。

	呼び径	ボルトの呼び	締め付けトルク (N・m)
K 形	75	M16	60
	100～600	M20	100
	700・800	M24	140
NS 形	500・600	M20	100
	700・800	M24	140

5.6 (管の明示)

- 1 管の識別を明確にするために、管明示テープ（配水及び送水-青色 導水-黄色・幅 5cm）を使用して、上水道管であることを明らかにすること。
- 2 地下埋設管表示シートは、管天より 40cm の位置に丁寧に設置すること。

5.7 (仮配水管)

仮消火栓を配置する箇所について、「仮消火栓」の看板等を設置して明示するとともに、撤去予定の消火栓の鉄蓋に使用禁止を明示すること。

5.8 (仮舗装復旧)

本工事において仮舗装復旧した箇所について、路面表示部分を掘削した場合は、本復旧までの間、同色のペイント等で修復すること。また、水道の仮舗装箇所と分かるように水色塗料で水道マーク表示を行うこと。

5.9 (水圧試験)

水圧試験は、検査員が明石市水道事業施設等工事検査要綱に基づき、管内充水後、特に監督員からの指示がある場合を除き、下記の試験水圧まで加圧し、30 分間以上の経過後、低下率 1.0%以内を許容限度として確認するものとする。

- (1) 通常配管（以下の特殊箇所以外）の場合、試験水圧を 0.74Mpa とする。
- (2) 不断水工事の割丁字管箇所は、試験水圧を 1.25Mpa とする。ただし、既設管の状態（F C 管又は表面の腐食等が激しい場合）・A C P 管・V P 管の場合は、最高試験水圧は 1.0Mpa 以下でもよい。

6 提出書類

請負者は、工事請負契約に必要な書類を明石市水道部の入札・契約情報のホームページ及び土木請負工事必携に記載されている書類を関係部署に提出するほか、下記の書類を監督員に提出すること。ただし、監督員が必要でないとした場合は、この限りでない。

1 工事日報

請負者は、日々の作業に対して、契約日から工事検査完了日まで工事日報を作成して、監督員に提出しなければならない。工事日報に記入する項目は、表側に年月日、曜日、天気、工事名、工事場所、当初設計延長（口径別）、出来形延長（口径別、日毎延長、累計延長）、作業内容、使用材料（品名、形質、数量等）を、裏側に日毎の作業内容の図示（下記竣工図の(1)と同様）とする。また、白色ケント紙 110kg（A 4 サイズ）で作成すること。ただし、休工期等の場合は数日まとめて普通紙で作成できる。

2 竣工図

請負者は、竣工図を作成し、原図（A 1 マイラー用紙）を工事完成図書に添えて提出すること。竣工図には次にあげるものをもって構成する。

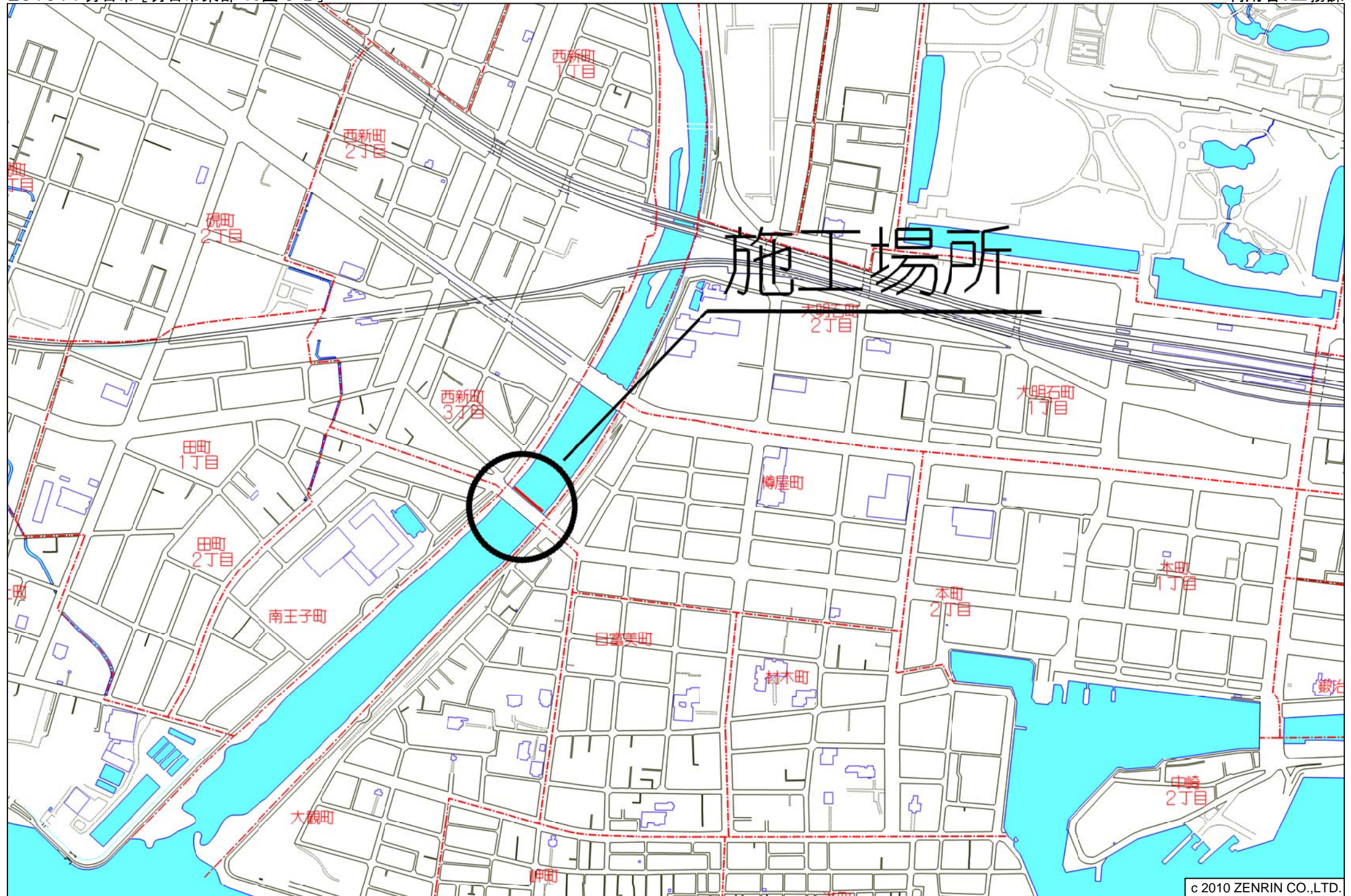
- (1) 平面図（分かりにくい箇所は別途詳細図）は、布設位置、標準断面図、土被り、延長（管種・口径毎）、防護工等を以下のことに注意して記入すること。
 - a. 必ず方位を記入すること。
 - b. 直管、切管、異形管、弁栓類等の種別及び材質を表示すること。切管等の数値はmm表示とし、整数 1 位を四捨五入とし、2 位表示とすること。
 - c. 特殊押輪、普通押輪の区別を表示すること。
- (2) 消火栓、空気弁、仕切弁等についてはオフセット測量し、撤去されるおそれの無いマンホールの中心点や地先境界の角、その他 3 点以上の照点を定め水平距離を測定し記入する。

書類名	提出時期	提出部数	備考
施工計画書	工事実工程着手前	2部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
工所用材料使用承諾願	工事実工程着手前	2部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
施工体制台帳	下請負契約後速やかに	1部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
施工体系図	下請負契約後速やかに	1部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
再生資源利用[促進]計画書	施工計画書提出時	2部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
工事日報	施工中随時	1部	配水管・給水管合併工事は併せて作成
竣工図(原図)	竣工時	1部	A1マイラー図面
竣工図(焼き図)	竣工時	4部	上記竣工図(原図)の複製折図で提出
工事記録写真(ネガ帳)	竣工時	1部	デジタルカメラの場合、データを提出
工事記録写真(写真帳)	竣工時	1部	
産業廃棄物管理表交付状況総括表	竣工時	1部	
建設廃棄物処理計画書の写し	竣工時	1部	施工前に提出予定のもの の写しを提出
特定建設作業実施届出書の写し	竣工時	1部	施工前に提出予定のもの の写しを提出
再生資源利用[促進]実施書	竣工時	1部	
工事打合簿	打合せの都度	2部	

* 竣工図書は、B4A4サイズの文書保存箱で工事名・施工年度等を明示して納品すること。

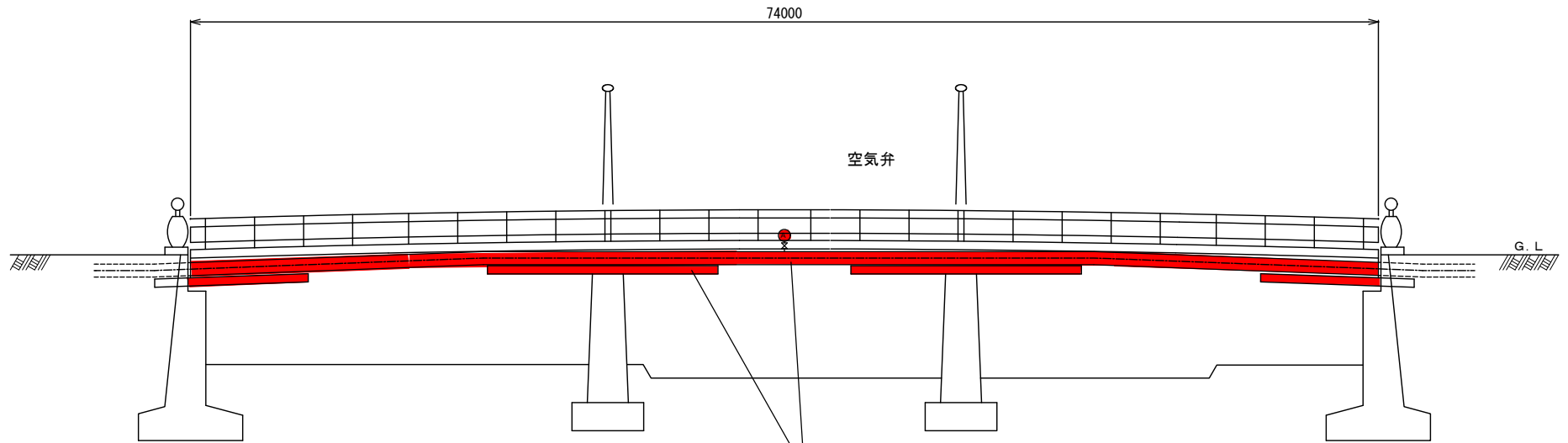
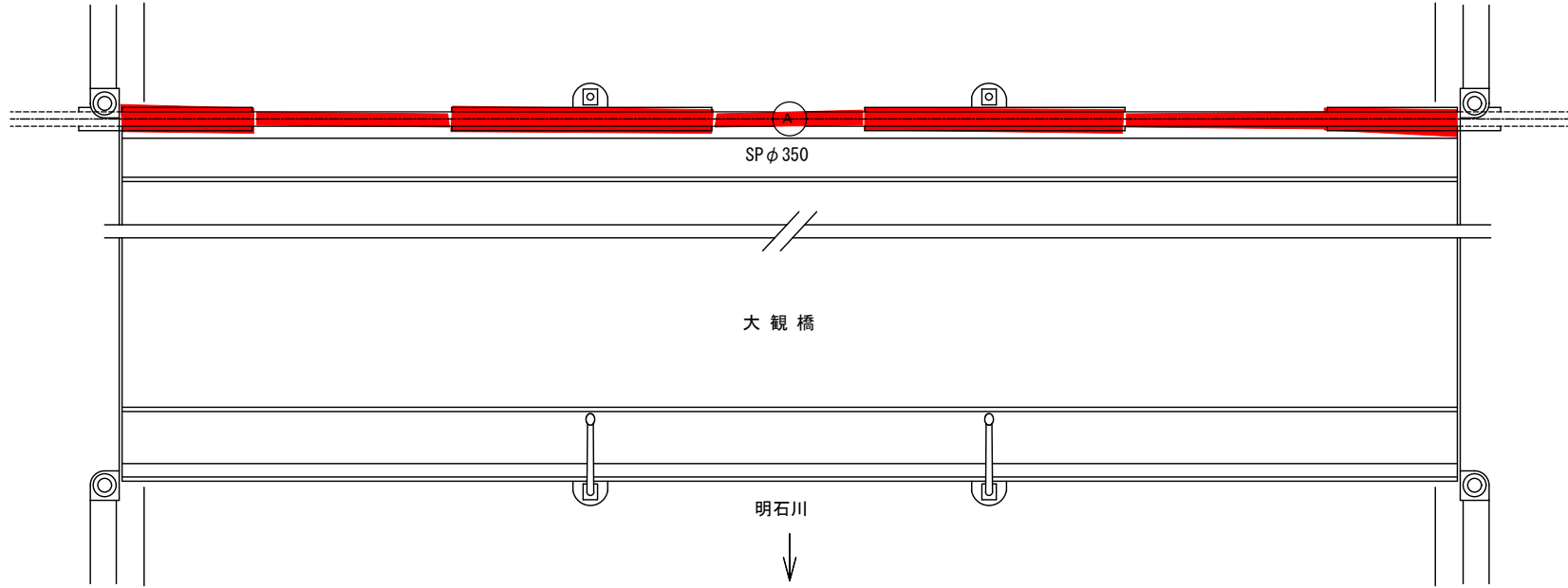
(施行期日)

この仕様書は、平成20年10月1日より施行する。



明石市樽屋町付近

大観橋水管橋 塗裝修繕工事



施工範囲 水管橋本体及び添架設備などを含む